

青森県報

第二千四百四十八号

平成十七年
三月四日
(金曜日)

目 次

公印の調製及び廃止	(総務学事課)	一
軽油引取税に係る特約業者の指定	(税務課)	一
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(同)	二
生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	二
保安林の指定	(林政課)	二
保安林の指定解除予定	(同)	三
証紙売りさばき人の住所の変更	(出納課)	三
出先機関		
土地改良区の役員の住所変更	(西地方農林水産事務所)	三
右	(同)	四
右	(同)	五

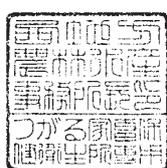
告 示

青森県告示第百四十二号

平成十七年二月十日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十七年二月十一日同表の下欄に掲げる公印を調製したので、青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）第十一条の規定により告示する。

平成十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

公印の名称及び印影	西地方農林水産事務所 所長印（木造家畜保健衛生所専用）	
公印の名称及び印影	西地方農林水産事務所 所長印（つがる家畜保健衛生所専用）	
公印の名称及び印影	西地方農林水産事務所 所造家畜保健衛生所 所長印	
公印の名称及び印影	西地方農林水産事務所 つがる家畜保健衛生所 所長印	

青森県告示第百四十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第二項の規定により、岩手県知事、秋田県知事及び兵庫県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があったので、青森県条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項前段の規定により告示する。

平成十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定期日
有限会社田中	田中 辰也	岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字篠畑四八の二	平成 二七・一・三
鈴木正俊商店有限会社	鈴木 直道	秋田県大曲市角間川町字西本町八	二六・七・一

株式会社栄興	毛戸 正裕	兵庫県神戸市灘区摩耶埠頭一 の一	一六・一〇・一
--------	-------	---------------------	---------

青森県告示第百四十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第九項の規定により、東京都知事、神奈川県知事、三重県知事及び大阪府知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
日鐵商事株式会社	佐藤 穰	東京都江東区亀戸一の五の七	平成 一六・二・三〇
三洋砒油株式会社	熊澤 良一	神奈川県横浜市鶴見区朝日町 の一	一六・一〇・二九
有限会社ニッサン石油サービス・ステーション	松岡 武男	三重県三重郡菟野町大字菟野 一―一四の一	九・一〇・三三
株式会社津田仁石油店	津田 雅敏	大阪府大阪市北区東天満二の 二の一四	一六・二・三〇
根来石油株式会社	根来 一寿	大阪府阪南市鳥取中一五八の 一	"

青森県告示第百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年三月四日

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	居宅介護事業所の名称	所在地	指定期限
医療法人南六会	ヘルパーステーション こころ	八戸市小中野一丁目四の五二	訪問介護	ヘルパーステーション こころ	八戸市小中野一丁目四の五四	平成 一七・二・二五
株式会社ニチイ学館	アイリスタワー むつ中央	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	"	アイリスタワー むつ中央	むつ市旭町七の 四七	一七・二・一
英会	グループホーム にこにこ	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田四丁目平野二〇六の四	痴呆対応 型共同生活 型介護	グループホーム にこにこ	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田四丁目平野二〇六の四	一七・二・三
社会福祉法人三笠苑	グループホーム 大鰐温泉 保養館	南津軽郡平賀町大字館田字西和田一九五	"	グループホーム 大鰐温泉 保養館	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原八の四	一七・二・六

青森県告示第百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
下北郡東通村大字岩屋字赤坂沢一の一
- 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百四十七号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

つがる市富滝町屏風山一の一八七五、一の一八七六、一の一八七八、一の一八七九

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

青森県告示第百四十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

つがる市柏広須藤枝二〇の二

小関 賢一

二 変更内容

1 変更前の住所

西津軽郡柏村大字広須字藤枝二〇の二

2 変更後の住所

つがる市柏広須藤枝二〇の二

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年三月四日

西地方農林水産事務局長 笹 森 新 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	盛 貢	旧住所 西津軽郡木造町大字福原字妻元七三の二 新住所 つがる市木造福原妻元七三の二	平成 一七・三・二
"	成田佐太郎	旧住所 西津軽郡車力村大字富滝字敷分一五 新住所 つがる市富滝町敷分一五	"
"	古坂 英	旧住所 西津軽郡柏村大字上古川字花森三九 新住所 つがる市柏上古川花森三九	"

傳法谷謙一	葛西 一郎	藤田 隆一	成田 清繁	渋谷 久男	増田 教正	野呂 良司	佐藤 昭三	福島 弘芳
新住所 つがる市木造出野里船川二の一	旧住所 西津軽郡木造町大字出野里字船川二の一 新住所 つがる市木造豊田網代四の一	旧住所 西津軽郡稲垣村大字豊川字藤見山二〇 新住所 つがる市稲垣町豊川藤見山二〇	旧住所 西津軽郡稲垣村大字沼崎字泉水五九の一 新住所 つがる市稲垣町沼崎泉水五九の一	旧住所 西津軽郡木造町大字吹原字中山一一〇 新住所 つがる市木造吹原中山一一〇	旧住所 西津軽郡木造町字藤岡三〇の七九 新住所 つがる市木造藤岡三〇の七九	旧住所 西津軽郡木造町大字亀ヶ岡字亀山三 新住所 つがる市木造亀ヶ岡亀山三	旧住所 西津軽郡森田村大字大館字千歳一一三三の一 新住所 つがる市森田町大館千歳一一三三の一	旧住所 西津軽郡木造町大字林字阿曾沼四六 新住所 つがる市木造林阿曾沼四六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所変更 の 年 月 日
理事	佐藤 幸一	旧住所 西津軽郡車力村大字牛瀉字大田光七一の六 四 新住所 つがる市牛瀉町大田光七一の六四	平成 一七・三・二

土地改良法の規定により公告する。

平成十七年三月四日

西地方農林水産事務局長 笹 森 新一

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

監事	山口 久次	旧住所 西津軽郡木造町大字大畑字朽葉六四の二 新住所 つがる市木造大畑朽葉六四の二	〃
〃	蝦名鐵之助	旧住所 西津軽郡稲垣村大字豊川字酒田二九の二 新住所 つがる市稲垣町豊川酒田二九の二	〃
〃	野呂 勝男	旧住所 西津軽郡木造町大字濁川字浅井一二の一 新住所 つがる市木造濁川浅井一二の一	〃
〃	小山内 實	旧住所 西津軽郡車力村大字牛瀉字塚野沢一〇四の一 新住所 つがる市牛瀉町塚野沢一〇四の一	〃

"	"	"	"	"	"	"	"
佐々木昭二	山田 申一	工藤 俊典	佐藤 正明	佐藤 良一	工藤伊佐雄	工藤 弘美	工藤 武雄
新住所 つがる市牛瀉町柏山一五	旧住所 西津軽郡車力村大字牛瀉字柏山一五 新住所 つがる市稲垣町繁田赤旗四六の一	旧住所 西津軽郡車力村大字下牛瀉字霧舞岬四二の一 新住所 つがる市下牛瀉町霧舞岬四二の一	旧住所 西津軽郡車力村大字下牛瀉字霧舞岬二八の二 新住所 つがる市下牛瀉町霧舞岬二八の二	旧住所 西津軽郡車力村大字下牛瀉字霧舞岬四五の二 新住所 つがる市下牛瀉町霧舞岬四五の二	旧住所 西津軽郡車力村大字牛瀉字村上四六 新住所 つがる市牛瀉町村上四六	旧住所 西津軽郡車力村大字牛瀉字鷲野沢七三の一 新住所 つがる市牛瀉町鷲野沢七三の一	旧住所 西津軽郡車力村大字牛瀉字村上一〇 新住所 つがる市牛瀉町村上一〇
"	"	"	"	"	"	"	"

"	理事	役員 の 区 別
原田 良明	長谷川孝悦	氏 名
旧住所 西津軽郡木造町大字福原字稻村三九 新住所 つがる市木造福原稻村三九	旧住所 西津軽郡木造町大字下福原字中吉谷八六の一 新住所 つがる市木造下福原中吉谷八六の一	住 所
"	平成 二七・三二	住所 変更 の 年 月 日

平成十七年三月四日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小戸六溜池土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

土地改良区の役員住所変更



"	"	監事
佐藤 誠	鳴海 司	工藤 兼春
旧住所 西津軽郡車力村大字下牛瀉字霧舞岬四三の一 新住所 つがる市下牛瀉町霧舞岬四三の一	旧住所 西津軽郡車力村大字牛瀉字村上二一の五 新住所 つがる市牛瀉町村上二一の五	旧住所 西津軽郡車力村大字牛瀉字村上五六の一 新住所 つがる市牛瀉町村上五六の一
"	"	"

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
佐藤 吉弥	浅見 春樹	野呂 長蔵	原田 春美	原田 清則	原田 其吉	葛西 英範	原田 善信	鎌田 哲夫
新住所 つがる市森田町床舞真鶴一	旧住所 西津軽郡森田村大字床舞字豊原七六の二 新住所 つがる市森田町床舞豊原七六の二	旧住所 西津軽郡木造町大字下福原字中吉谷一一二 新住所 つがる市木造下福原中吉谷一一二	旧住所 西津軽郡森田村大字床舞字豊原一の二 新住所 つがる市森田町床舞豊原一の二	旧住所 西津軽郡木造町大字福原字寛六 新住所 つがる市木造福原寛六	旧住所 西津軽郡森田村大字森田字月見野二六二の一 新住所 つがる市森田町森田月見野二六二の一	旧住所 西津軽郡森田村大字大館字千歳一一の一 新住所 つがる市森田町大館千歳一一の一	旧住所 西津軽郡森田村大字床舞字豊原七六の一 新住所 つがる市森田町床舞豊原七六の一	旧住所 西津軽郡木造町大字福原字妻元九一 新住所 つがる市木造福原妻元九一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県
青森市
森

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭

〃	〃	監事	〃	〃
木村 俊一	葛西 義直	野呂 米秋	工藤 友満	杉野 森松男
旧住所 西津軽郡森田村大字床舞字豊原二七の六 新住所 つがる市森田町床舞豊原二七の六	旧住所 西津軽郡木造町大字三ツ館字寿抱五一 新住所 つがる市木造三ツ館寿抱五一	旧住所 西津軽郡木造町大字福原字種井一九の三 新住所 つがる市木造福原種井一九の三	旧住所 西津軽郡森田村大字大館字広ヶ平三三二の一 新住所 つがる市森田町大館広ヶ平三三二の一	旧住所 西津軽郡森田村大字床舞字豊原七九の一 新住所 つがる市森田町床舞豊原七九の一
〃	〃	〃	〃	〃